慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾大学藝文学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1986
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.50, (1986. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00500001-0267

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶応義塾大学藝文学会規約

____ 条条 条 本学会の 事務所 は 東京都港区三田 二ノー五ノ四五 本学会は、文学、言語、芸術の研究を目的とする。 本学会は「慶応義塾大学藝文学会」と称する。 __ 総 則 第 九 条 委員は会員の選挙によって慶応義塾大学藝文関係の 二、委員 若干名。

第 70 条 本学会は第二条に定められた目的を達成するために 左の事業を行なう。

慶応義塾大学文学部文学科研究室に置く。

第 第 第

二、会員の学術研究を発表する事業。 会員の学術研究を助成する事業。

A、機関誌『藝文研究』の発行。

三、その他本学会の目的を達成するに必要な事業。 B、学術研究発表会の開催。

第十三条

本学会は総会と委員会とを開く。

条 本学会は慶応義塾大学藝文関係の教授、助教授、 第二章 会

第 五 名以上の推薦により委員会の承認を得た者を以て会 助手及び入会を希望する卒業者、並びに会員二

員とする。

第 第 七 六 条 条 会費は別に定めるところに従う。 術発表会で発表することが出来る。 会員はその研究を機関誌『藝文研究』及び本学会学

八 条 本学会に左の役員を置く。 章 員

第

一、委員長 一名。

第十条 委員長は委員の互選によって選ばれる。 在職者の中から選ばれる。

第十一条 を執る。 指名することがある。委員は委員長を補佐して会務 委員長は委員中から会計、編集その他の専門委員を

議

第十二条

各委員の任期は二カ年とする。但し重任を妨げない。

第十五条 第十四条 総会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席に よって成立する。議事の決定は多数決による。

総会は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等を

第十六条 委員会は随時これを開く。

Б. 章

珥

行う。

本学会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十 日に終る。

第十七条

第十八条

助金並びに会費・寄附金及びその他の収入を以てこ 本学会の総常費は学校法人慶応義塾その他よりの補

れに当てる。